

## 令和5年度「南地区雨水枡防臭装置修繕」 特記仕様書

### 第1条 適用

- (1) この特記仕様書は、盛岡市上下水道局が発注する南地区雨水枡防臭装置修繕（以下、「修繕」という。）に適用する。
- (2) 修繕は、設計書及び契約書等、本特記仕様書のほか、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書により施工するものとする。

### 第2条 修繕の目的

本修繕は、盛岡市中央処理分区及び中川原処理分区における合流式下水道の防臭対策として、雨水枡に防臭装置を取り付けるものである。

### 第3条 書類の提出

受注者は、契約後速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 現場責任者届
- (3) 工程表
- (4) その他、発注者が必要と認める書類

### 第4条 現地調査

- (1) 施工に先立ち、下水道施設台帳(平面図)に基づき防臭装置設置予定箇所の雨水枡の位置及び取付管状況の調査を行うこと。
- (2) 調査の結果、下水道施設台帳と現地の施設に差異を発見した場合及び防臭装置設置に問題が発生した場合は、速やかに書面にて監督員に報告し指示を受けること。

### 第5条 使用材料

本修繕で使用する防臭装置は、前澤化成工業(株)製「防臭逆止弁(陶管用)BGTA(150P)盛岡市型」またはこれと同等品とし、事前に材料使用承諾願を提出し承認を受けること。

### 第6条 防臭装置設置

防臭装置を設置する際は、次のことに注意し実施すること。

- (1) 防臭装置の設置の前に、下水道検査用の鏡等により取付管の状況を確認すること。
- (2) 防臭装置の設置は、離脱することが無いよう確実に取り付けること。
- (3) 設置のため取り外した雨水枡の蓋は、ガタツキ等のないよう戻すこと。
- (4) 防臭装置の設置にあたっては、交通誘導員を配置するなど、安全な作業に留意すること。
- (5) 受注者は、各防臭装置の設置前、完了後のほか、材料検収や施工状況など撮影し、編集（修繕の場所が分かるよう）のうえ提出すること。

### 第7条 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微なものについては、発注者の指示による。